

史

林

第六卷 第一號

大正十年一月一日發行

(通卷第二十一號)

研究

愚管抄の研究

文學博士 三浦 周行

一 緒言

愚管抄は中世に成れる國史中最も特色あるもの
 一にして、其史體は我史學史に於ける史論體の
 嚆矢と看做され、其史觀は一種の歴史哲學として、
 近時一部の學者に傾倒せらる。然るに其著者の何
 人なるやにつきては未だ定説と稱すべきものなく
 著作の目的も亦深く考究せられたるを見ず。余は

二 過去の研究

從來此點につきて考覈したりしが、近年青蓮院所
 藏の文書記録を調査するに及びて、頗る發明する
 ところあり、略其研究を完成したるを覺ゆるを以
 て、こゝに發表して學界に問ふこととせん。

愚管抄に對する先人の研究は専ら其著者に關す
 るものなり。本書の著者につきては本朝書籍目錄

の雜抄の部に、

愚管抄

六卷

慈鎮和
尙抄

と見えて慈圓(慈鎮和尚は其諡)の著となせり。これと略同じ著者を明記せるもの、初見となす。これを略同じ頃に成れる樵談治要に、「慈鎮和尚と申人の、萬の事は、道理といふ二の文字にこもりて待ると申給へるが」云々と見えたるは、本書の史觀が所謂「道理」を中心とし、「コノヤウニテ世ノ道理ノウツリユク事ヲタテムニハ、一判ノ法ハタゞ道理と云ニ文字ガモツ也、其外ニハナニモナキ也」(卷七)といふが如く論斷し去るをいへるものにて、即ち本書を指せるなり。當時著者が慈圓なりと傳へられしこと、これにて知らるべし。

然るに本書の中には一も著者としての慈圓の名を載せたるどころなく、却て慈圓の事を叙するに他人の如くせるもの多きを見て近世に至り、學者の間にこれを否定するものと肯定するものとを生

じ、前者は本書を慈圓の著作にあらずと斷するも著者の何人なるやを詳かにせざれば、著者不詳の書としてこれを取扱はんとし、現今の學者亦概ね此説に傾けるが如し。今順序として兩説の梗概を逐次左に紹介し然る後これが批評を試みんとす。

(否定説) 黒川春村は其所藏本の禮紙に書して本書の著者を慈圓なりとする説を否定して曰く、此書の作者の事、慈鎮和尚といふ説も聞えられぬ、そは一向に跡かたもなき僻説なり。皇代記の卷末なる此僧正の天台座主四箇度還補の論よりはじめてそならぬ證ぎも卷々に多かり。たゞし其座主の次第も委しく記せる、又すべて詞つかひの高上なるなごを思へば、いづれにもやむ事なき山僧の書る物なるべし。

文中に見えたる天台座主四箇度還補の論とは本書に慈圓が座主を辭退せるに拘らず、四回の還補を見しことを説きて、山門の佛法王法相對の事實に歸したるをいへり。春村はこれ以外の反證を擧げ居らざるも、此くの如きもの尙は多しといひ居れ

り。彼れと同時に學者伴信友は次ぎに示すが如く肯定論者なるも、初は亦否定説を取りしが如く、比古婆衣(十三)に收めたる榮花物語の解題に、「愚管抄は後堀川院の御世、貞應二年の頃記せる書なり、慈圓がなりといへるは誤なり」と註したるが、春村は信友が愚管抄第五卷の末の文に「コノ勢多ノ邊ニテ」云々とある此の字に注目して、著者を勢多に住みし人なるべしといへるを「こはいとよき心つきなり」と評せり。此事亦恐らくは信友が慈圓を以て愚管抄の著者にあらずとする一證左たりしならん。

されど否定説の有力なる根據は愚管抄に慈圓の事を叙する場合に第三者の如くして自叙體に依らざる點にあり。信友が其讀愚管抄に於て

或人の考に、此書の作者慈鎮とあるは慈圓僧正の謚なるに、本書中に慈圓の事あまた處見えたるに、他人の書たる趣にて、みづから書たる文法にあらず、然れば

慈圓の作にはあらず云々

といふを擧げたるは否定説の要旨にして、春村の説亦此外に出でず。春村の考證が天保十五年四月に成りしことは翁の令孫眞道氏の好意に依りて余に示されし翁の稿本に見えたり。(年月の下に椎かもとなる作名を載せ花押を署す) 信友の讀愚管抄はそれより二年の後なる弘化三年正月に成れるを思ふに、信友の或人の考といへるは蓋し春村の説を指せるものならん。而して其文中信友の否定説と覺しきものを收めれば、信友の變説改論の時期も略測知し得らるべし。

(肯定説) 信友は比古婆衣(十六)に讀愚管抄なる短篇を收めて、本書の中より慈圓に關する記事を抄出したる後、其何れも慈圓自身の言にあらざるは、彼れを以て本書の著者と看做すべからざるに似たるも、是等の文章の前後に留意翫味するに於ては、本書の著者が、歷朝政治の沿革を論じて

當代に及べることの僭上の嫌あるを憚りて、故らに其名を著はさず、所見を吐露して慷慨の意を表し、他人の言を假りて自己の事績を説けるものなるを知るべしと論じ、

されど其中にはおほえずこりはづして、他人より云へるにはあらで、みづからの言こきこゆる事もおのづから交れり。そは本書をかへすべくよくよみあぢはひて悟るべし。

といひ、本書が著者の名を載せざるも、慈圓の作なることの世に知られし故、古き書籍目録にも慈鎮和尚抄と明記せられたるものなるべく、彼れの歌集なる拾玉集に十餘種の作名ツクリナを載せたるも亦彼れが他人の作に擬して自己の事を叙せる傍證となすべしと説けり。

否定論者としての信友は本書の慈圓の記事が自叙體にあらざることを認めたるも、そはみづから憚りて他人を装へるものなれば、其中注意の足らざる爲め、讀者をして慈圓其人の言と悟らしむる

文意を存すと主張せり。

(兩説の批判)

今以上の兩説を否定肯定の代表

的議論と看做して雙方の論旨を剖檢せんに、否定説は愚管抄が慈圓の事を叙するに自叙體に依らざることを指摘せり。さりながら假りに慈圓の著述なりとするも、書中彼れ自身の事績に關する記述は必ず自叙體に依らざるべからざるの理なく、第三者と併せ記してこれを甄別せざることも亦叙述の一方方法を失はず。果して然れば本書が座主の次第を詳叙し且つ行文の高尙なるより「やんごとなき山僧」の著述と推定せる否定論者は百尺竿頭一步を進めて攝家の出身にして天台座主たりし慈圓其人に擬し得られざる謂れなからん。本書(卷五)に「コノ勢多ノ邊ニテ」云々とあるを見て著者を勢多に住みし人なりといひ得べくんば又本書(卷二)皇帝年代記順德天皇の條に「此山門建立セラレテ」云々とあるを以て、著者は延曆寺に住せ

し人なりともいひ得らるべし。志賀都逸民なる作名をも有する慈圓にして、勢多の事を「この勢多の邊」といひたればとて勢多に住みし人と解すべきにあらざらん。

これに對して肯定論者が慈圓の名を現はさずして他人の記述を装ひし理由を揣摩しながら著者の不注意の爲め自叙の痕跡を留むといへるは傾聽に値する説にして、前者は一理あるも一個の臆測に止まれるが、後者にして若し存在せば何人も肯定説に左袒せざるを得ざるべし。其他本朝書籍目録に見えたるを證とするも樵談治要と共に慈圓の時より二百餘年も後の編輯とて、證據力は薄弱なるべく、慈圓の和歌に作名を多く用ゐたることも、傍證として左迄有力なりと覺えず。而かも慈圓自叙の痕跡につきては本書を反覆翫味して悟るべしといふのみにて、其實例を擧げざるは猶ほ否定論者が本書の各卷に反證の多しと説くのみにて

これを列擧するの勞を執らざるが如し。此くの如きは決して其主張に忠實なるものと謂ふを得ず。故にこれのみにては肯定説も未だ決定的權威を認むるに由なし。是を以て余は別に本書を精覈して著者の何人なるやを考察せんとす。

三 慈圓の人物と事績

愚管抄の著者に擬せられたる慈圓は法性寺關白として知らるゝ藤原忠通の子にして、九條家の祖兼實及び兼房の同母弟なり。兼實は賴朝の幕府を創立するに際して其信深く頼するところとなり、賴朝は後白河法皇の殊寵を蒙りて後鳥羽天皇の攝政たりし近衛家の祖基通を排し、兼實を以てこれに代へたりしが、これより兼實の一門は武威を負うて榮達を極め、建久元年に其女任子は入内して中宮となり、同二年に兼房は太政大臣に任せられしが、是より先き、青蓮院覺快法親王の室に入りし慈圓は又同三年に天台座主に任せられたり。彼

れは同時に後鳥羽天皇の護持僧として御信任最も厚く、屢勸賞を蒙れり。然るに建久七年兼實は源通親一派の排斥に遭うて失脚し、中宮は宮中より御退出あらせられ、兼實兼房並びに其官を罷められたりしが、是時慈圓も亦座主、法務、權僧正、及び護持僧の四職を辭して籠居せり。これ其一門と浮沈を共にせるものにして、事情已むを得ざりしところなり。

兼實の失脚後は近衛基通これに代りしが、兼實は再び起用せらるゝことなかりしも、其子良經は建久七年より三年後の正治元年に右大臣に登用せられ、九條家一門稍愁眉を開きたりしが、建仁二年通親の薨去後基通の攝政を罷めて、良經に代へられたり。これ後鳥羽上皇が通親の政策を改め給ふ深き叡慮に出でたりと聞ゆ。それかあらぬか、慈圓も亦其前年を以て天台座主に還補せられ、護持僧に補せられ、加ふるに上皇は彼れの和歌に巧

みなるを以つて、二條殿に和歌所を置き給ふや、良經と共に其寄人に任せられたり。彼れは同二年座主を辭したりしかど、屢上皇の奉爲に仙洞に修法して優賞を蒙り、同三年に權僧正より直に大僧正に任せられたるが如きは實に異數の寵遇とす。建曆二年三たび座主に任せられ、同三年(建保元年)正月これを辭したりしが、其後も後鳥羽上皇の奉爲修法を廢せず、同年十一月には四たび座主に補せられ、翌二年これを辭せり。而かも上皇の奉爲めに或は院御所に、或は吉水の本坊に絶えず其修法を續けつゝあり、承久元年にも上皇の「御息災増寶壽、御願成就」を祈り奉しこと門葉記に見えたり。元久元年彼れが吉水の本坊にて十種供養を行ひし時建保元年同じく熾盛光法を修せし時並びに上皇の御幸あり建保六年には老病の爲め歩行の不便を憐れまれて、特に牛車に乗つて宮中に出入することを聽されたり。嘉祿元年東坂本小島

房に於て示寂す。年七十一、無動寺の墓に葬る。
嘉禎三年其十三回忌に値り諡號を賜りて慈鎮といふ。

彼れが後鳥羽上皇の御信任の厚かりしことは建曆二年正月承圓の天台座主を罷めて慈圓を還補せられしことを記せる明月記の文にても知らるべし。上皇は山門の衰微に赴くを歎かせられ當時西山に退隱しつゝありし彼れを起して興隆せしめんとせられしものにして院御所にて拜謁せる彼れは、非汝者無其人^二との優渥なる院宣を賜れりといふ。此事亦愚管抄にも隨所に疊見したるが、就中卷六上皇が慈圓の姪(兼實の嫡子)良經を深く御寵信あらせられしことを叙して、

山ノ座主慈圓僧正ト云人アリケルハ、九條殿ノヲト、也。ウケラレヌ事ナレド、マメヤカノ歌ヨミニテアリケレバ、攝政トナジ身ナルヤウナル人ニテ、必參リアヘト御氣色モアリケレバ、ツネニ候ケリ。院ノ御持僧ニハ昔ヨリタグヒナク頼ミ思召タル人ト聞ヘキ。

又建永元年の頃、後白河法皇の御靈(讀愚管抄に崇徳院の御靈とするは誤)源仲國の妻に憑り給うて神社奉祀の詫宣ありたりとの事より、法皇の寵姫丹後局上皇に請ひ、廷議これに決せんとしたりし時、慈圓局の夫藤原頼實に書を贈りて其不可を辨せしことを叙して、

サカシク慈圓僧正院ニコトニタノミヲボシタリケレバ
ニヤ、大相國頼實ノ二位ヲトコノモトへ一通ノ文ヲカ
キテヤリタリケル。

といへる皆同事なり。上皇これを聞召して叡感あらせられ仲國夫妻は爲めに流刑に處せられんとしたりしが、慈圓は更に其刑を緩うせられんことを請ひ、上皇これを嘉して追放に處せしめられたりといふ。本書は又建保元年に榮西が法勝寺の塔供養勸進の賞として大師號を賜はらんことを請ひし時も、慈圓の諫奏に依りて阻止せられしことを傳へたるが、明月記に據れば、廷議は既にこれを許

ず、決し居たりしなり。同書に「山大衆騒動、京中武士馳奔云々」とあるを愚管抄の記事に参照せば、座主たる慈圓の暗中飛躍の状を髣髴せしむ。是より先き、建仁二年、彼れは僧侶の奴袴下袴を着くるを停めて表袴のみを用ゐしめられんことを奏請せしに嘉納せられしことあり。建久七年の政變は九條一門の深憾たりしに相違なからんも上皇は其通親の術策にして、叡慮に出でしにあらざるを示させ給ひ、優渥なる寵眷を垂れ給ひたれば、彼れは深く聖恩に感荷して心を傾けて獻替し、其言ふどころ多く採納せられしなり。而して是等の事績は何れも宗教家の範疇を出でずと雖ども、建久七年の政變に當りて、彼れが一切の公職を辭せしことに向つて後日頼朝より遺憾の情を傳へしことの本書に見ゆる如くなれば、其特に深く倚頼せられたるを想ふべく、もとより尋常一様の僧官を以て看做すべきにあらざるなり。

以上慈圓の一生につきての諒解の下に、愚管抄の内容研究を進むるに先だち、順序として本書の編纂年代を決定し置くの要あり。

四 愚管抄の編纂年代

愚管抄第一卷は漢家年代と皇帝年代記(醍醐天皇迄)にしては其漢家年代の終に承久二年注之の文あり。第二卷は皇帝年代記の續なるが、順徳天皇の條の終に

承久二年十月ノ頃記之了、後見之人此趣ニテ可書續也、最略尤大切歟、於別記者不能外見

と見え、次に今上として仲恭天皇の朝の事を載せ更に又今上として後堀河天皇の朝の事(貞應三年迄)を載せたるは即ち書繼なり。而かも其文體より前文と同一人の手に成れるは何人も容易に看取し得べく、決して後人の書繼にあらず。こは年代記の事とて著者みづから最略記と稱し、後人の書繼の簡潔なるらんことを望みしが、これに關する

歴史的記述は別帖に譲れり。皇帝年代記の終に、

此皇代年代ノ外ニ、神武ヨリ去々年ニ至ルマデ世ノ移
リ行道理ノ一通リヲ書リ、是ヲ能々心得テミン人ハ見
ラルベキ也。

といへるもの即ち所謂別帖にて、第三卷以下第六
卷これに相當す。第七卷は著者の別記といひ、若
しくは附録といへるものにして、均しく道理を説
けるものながら、何故かこれを秘したれば、本朝
書籍目録には此卷を具せざるものに據りて六卷と
したるべきは讀愚管抄の説の如くならん。

只こゝに本書の編纂年代を決定するに當りて問
題となるべきは前に引ける皇帝年代記の跋語に
「神武ヨリ去々年ニ至ルマデ」とある去々年が何年
を指せるものなるやの一事なりとす。これに對し
て讀愚管抄は「此にいへる貞應三年より去々年は
承久四年にて、貞應改元の年に當れり」と注し、
さては

しかれば此書承久二年より書はじめて貞應三年二十一日
元仁二十日に注畢たる書なり、僧正是年七十歳に當り、翌
改元年嘉祿元年九月廿五日入滅但し
承久に至るまでの事を注せる由なるに、貞應三年にお
よべるは詮ある事の趣をこぢめたるものなり、

といひ、本書のすべてが承久二年に稿を起して貞
應三年に脱稿せるものと看做せり。果して然れば
普通の意味に於ける書繼にはあらざるなり。

今仔細に本書の第三卷以下の歴史的記述を検す
るに、第七卷には、「神武ヨリ承久マデノコト詮
ヲトリテ心ニウカブニシタガヒテ書ツマケ侍リ
ヌ」と見え、第六卷にも、「コトシ承久マデノ世ノ
政」云々と見えて、こゝにも亦承久の編纂なるこ
とを繰返せり。而して承久二年皇位に備り同三年
四月には讓位あらせられたる順德天皇を當今とい
へるもの第五卷、第六卷に見え、又第七卷に「百
王ヲ數フルニ、今十六代ハノコレリ」といひ、「百
王ノ今十六代ノコリタル程ハ」云々といへるは天

皇が人皇八十六代にましませばなり。第六卷の宜秋門院の下に當院后と註せる當院は後鳥羽上皇を指し奉れるもの、同卷に「近衛殿ノ當攝政(基通ナルガ嫡子、當時ノ殿)云々とある家實は承久二年關白たりしもの(翌三年四月二十日罷めらる)又同卷に「今ノ前右府公繼ノ公」云々とある公繼は承久二年前右大臣たりしもの(翌三年閏十月十日更に本官に任せらる)第七卷に「イマ左大臣ノ子ヲ武士ノ大將軍ニ」云々とある頼經の父道家は承久二年左大臣たりしものなり。(翌三年四月二十日攝政となる)是惑の事實は亦何れも本書編纂の承久二年なるを支持すると共に、遅くも、承久三年四月後に繰下ぐべからざる事を明示す。只こゝに一二の疑問とすべきは第七卷に「此東宮コノ將軍ト云ハ、ワツカニ二歳ノ少人也」とあるは懷成親王(仲恭天皇)源頼經を指せるものなるが、承久二年は各三歳にして、二歳は承久元年なり。されどこは

著者の誤記か、然らずんば頼經が幕府に迎へられし承久元年に二歳なりしを主として、親王も同年は二歳にましくたるより斯く並び稱せりとも解せらる。次に第六卷に承元三年三月十日道家の姉立子が東宮の御息所となりしことを叙して、「セウトニテ、一歳の年少にて弟なり)今ノ左大將」云々といへる道家は當時は左大將たりしも、後建保六年(承久元年の前年)にこれを辭し、承久二年に左大將たりしは近衛家通にして道家にあらず。さればこれも著者の誤記とするか、若しくは其「今」なる語を當時の意味に解するの外あるべからず。されど是等は何れにもせよ、承久以前の事なれば承久二年説を裏切ることなし。

以上の研究に據れば、本書第一卷の漢家年代も第三卷以下第七卷迄も皆承久二年の編纂なり。第二卷皇帝年代記は順德天皇の條の終、「承久二年十月ノ比記之了」云々との跋語ある迄は同時の編

纂にて、仲恭天皇を今上とする條は最初の書繼、後堀河天皇を今上とする條は更に其後の書繼と認めざるべからず。而して讀愚管抄には此第二次の書繼に貞應三年六月十九日迄の事を載せたる後を承けて「此皇代年代ノ外ニ神武ヨリ去々年ニ至ルマデ世の移リ行道理ノ一通リヲ書リ」とある跋語の文を貞應三年より逆算したる去々年即ち貞應元年なりと解したるも、此去々年なる文字には古くより「承久二年ナリ」との傍書あり、承久二年を去々年とすれば貞應元年ならざるべからず。思ふに、「此皇代年代ノ外ニ」云々の文が前文と接続せるものにあらざるは何人も看取すべきところ、前文は著者が一年々々（或は月々）に發生せる主要事實を逐次書繼せるものなるは、其中「今年天下有内亂」云々と記せる今年は承久三年の事なるに、下文に於て後堀河天皇の御母陳子（北白河院）が貞應元年四月十三日從三位に叙し三宮に准せられ給ひ

しことを叙して「去年ノ春御出家ノ御身ニテ」云々ある去年は同じく承久三年の事なるを見て知るべし。されば「此皇代年代ノ外ニ」云々以下の跋語は前文の書繼が「貞應ノ改元ハヤガテ此十三日也」に終りし頃に執筆せられしものにて、當時の去々年は承久二年なりしも、後更に貞應二年、同三年の書繼の補はれし爲め、其紛淆を恐れて、去々年の字に「承久二年ナリ」との傍書を見たりしものと解すべし。然らずして若し去々年を貞應元年と看做さんには、本書第七卷の「神武ヨリ承久マデノコト（中略）書ツケ侍リヌ」との文と自家撞着を來たすべく、一步を譲りてこは貞應元年の改元前即ち承久四年迄の意なりと解せんか、本條以外の本書の記事が承久三年四月以後に繰下ぐるを許さざる確證あるを奈何せん。

以上の研究は愚管抄が其第二卷皇帝年代記の最後の書繼を除きては全部承久二年の編纂に係るとの著者の告白を疑ふべき何等の理由もあらざるこ

とを證明するに足らん。讀愚管抄が本書全體の承久二年に起稿せられて貞應三年に脱稿せるもの、如くに看做せるは誤れり。これ著書が本書起稿の際は所謂承久の内亂未だ勃發せざる時なりしを確かむべきものにして、余がこれより説かんとする本書り内容研究に取りて重要な關鍵なり。近藤瓶城は史籍集覽舊版に收めたる愚管抄の序に黒川春村の説を載せたる後、

愚按スルニ此書ノ作者誰ニモセヨ學識頗ル高キ者ノ筆ナルベシ第二卷ノ末自ラ著者ノ意ヲ述テ云承久二年ニ至ルマデ世ノ移リ行道理ノ一通リヲ書リ是ヲ能々心得テ見ル人ハ見ラルベキ也トアリ是承久三年ノ大變ヲ以テ道理外ノ事ト爲シ之ヲ卻ケテ書セサル意ヲ言外ニ含メル書法ナリ故ニ一部道理ヲ説キ忽チ道理外ノ事ニ遇テ乃チ止ム其止ムモノ豈無限ノ感ヲ不言ノ中ニ含メルナリ作者豈明哲身ヲ保ツ者歟其繼テ貞應中ニ至ルモノハ西狩以後ノ鱗經ノ如キカ

といひ、本書の著者が承久三年の内亂を記さる

は其主張する道理に反するが故に排斥の意を寓せるなりと觀測せり。其説の當否に姑く措き、若し著者が本書を草せし時、既に承久の内亂に値へるも、故意に其記述を避けたりとの意ならんには、疑もなき時代錯誤なれば、斷じて採るべからず。そは猶ほ後章に詳らかにすべし。

五 愚管抄内容の特徴

愚管抄の特徴は言ふ迄もなく著者が所謂「物の道理」を以て其史觀はもとより現代觀をも一貫し居ることなり。而かも此道理の意義は必ずしも單純ならず本書を通じて觀たる著者は内外の二典に曉通し、支那の經史につきても造詣稍深きを認むべし。彼一節の易説を根據として古來の變遷を説くが如きは即ち其一例なり。されど狐狸、天狗、地狗の仕業、怨靈の祟といふが如き時代共通の迷信を有し、動もすれば觀音の利生、佛神の冥應を云云して祈禱の尊重すべきを説く。彼れは第七卷に

此道理觀より國史を七期に區分したる後、

コノヤウチ日本國ノ世ノハジメヨリ、次第二王臣ノ器量果報ヲトロヘユクニシタガイテ、カ、ル道理ヲ作りカヘシテ、世ノ中ハスグル也、劫初劫末ノ道理ニ佛法王法上古中古王臣萬民ノ器量ヲカクヒシトツクリアラハスル也、サレバトカク思トモ叶フマジケレバ、カナハデカクヲチクダル也、カクハアレド内外典ニ滅罪生善ト道理(イフカ)、遮惡持善トイフ道理、諸惡莫作諸善奉行トイフ佛説ノ、キラノトシテ、諸佛菩薩ノ利生方便トイフモノ、一定マタアルナリ、初ノ道理ドモニ心得アハスベキ也、

といへり。これ道理と佛説との融合なり。斯くて彼れは佛法と王法との相對を説くも、卷三崇峻天皇の弑せられ給へることを論じて

ゴノ事ヲフカク案ズルニ、タバセンハ佛法ニテ皇法ヲバマモランズルゾ、佛法ナクテハ佛法ヲタリヌルウヘニハ、王法ハエアルジキゾト云コトハリテアラハサンレウト、又モノ、道理ニハ一定輕重ノアルヲ、オモキ

ニツキテカロキヲスツルゾト云フコトハリト、コノニラヒシトアラハカサレタルニテ侍ルナリ、

といへば、佛法を王法よりも寧ろ重しと看做せるなり。彼れは此道理を實現せるものを、觀音の化身即ち權者たる聖德太子なりとし、天皇が此太子と心を一にして「大臣ノ手本」たりし馬子を誅し給はんとしたれば、馬子は佛法の信力を以て機先をすることを得たりとさへ説くに至れり。其佛法を偏重すること想ひ見るべし。而して政治上社會上に於ける彼れの論調はすべて消極的見地に立てるものにして其史觀の如きも一種の宿命觀を出でざるは前に引用せるところにても知らるべし。

彼れは又天台に山門に淺からぬ關係を有すと信すべき理由あり。皇帝年代記に歷朝特に天台座主を載せたる外、卷二皇帝年代記の終に平安遷都の初山門の建立せられし事、山門の佛法と王法と相對の事實を説きたる、卷三に傳教弘法兩大師が天

台眞言を傳へてより佛法王法互に相護りて君臣水魚の交を爲し得たるを説きたるあり。卷四に頼豪の三井寺の戒壇の奏請が山門衆徒の訴を招き、頼豪の憤死、座主良眞の御産御祈を叙したる何れもこれを證せり。

彼れは又皇室攝籙家とも特殊の關係を有せる人なるべし。本書に於て彼れは攝籙家の歴世天皇を補佐するを以て神代に於ける天照大神の天兒屋命に殿内に侍して能く防護をなすべしとの神勅に歸し、鎌足が天智天皇と匡濟に任せしを始め歴世王事に勤めしことを説くは未だしも、基經の廢立を謀りしをさへ辨護し、道眞は日本の小國にして内覽の臣の二人を置くの不可なるを示さんが爲め、故らに時平の讒を蒙りて身を滅ぼし、而かも攝籙家を護るなりと辨じたるが如き、亦彼れと攝籙家との關係の極めて親密なるを示すものなり。而して本書の攝籙家に對する推獎は何人の注意にも上

るべきことながら、同一攝籙家中にありても特に九條家に對して滿腔の好意を寄せ居ることは從來多く閑却せられたり。即ち卷三に忠平(眞信公)の子師輔(九條殿)が其兄なる實頼(小野宮殿)に先きだち攝關を経ずして早世すべきを豫想し、其子孫に攝政を傳へ、又皇室の外戚となさんとの誓を立て、觀音の化身たる慈惠大師と師檀の契をなし、横川に楞嚴三昧院を建て、所願の成就を祈り、遂に其目的を達せしことを掲げて伏線となし、兼實に至りては、「世ノ中ノ人モゲニト」シキ攝籙臣コソ出キタレント思ヘリケリ」との讚辭を與へ、兼實の兩兄基實(近衛)基房(松殿)には其子孫に人物なきを指摘しながら、(第七卷)兼實の嫡子良通、良經、及び良經の子道家の人と爲りは隨所に讚歎せり。(第六卷)基房に對しては其義仲に頼りて事をなさんとせる淺慮を嘲りたりしが(第五卷)殊に兼實の政敵たる基實の子基通に向ひては盛んに惡聲を放

てるを見る。卷五に後白河法皇の基通を攝政となし給へることを叙して、「近衛殿ハカヤウノ事申サタスベキ人ニモアラズ、少シモヲボツカナキ事ハ右大臣ニ問ツ、コソヲハシケレバ、タゞ名バカリノ事ニテ、(中略)大方攝録臣ハジマリテ後、是程ニ不中用ナル器量ノ人ハイマダナシ、カクテ世ハウセヌル也」と罵倒し去れるが如き其最も極端なる一例なり。特に此九條家より道家の子頼經が將軍として鎌倉に迎へられたるを見て近衛家實が「我家に此事なし、攝録家の耻なり」といへるを笑ひ、「攝録家ト武士家トヲヒトツニナシテ、文武兼行シテ世ヲマモリ君ヲウシロミマイラスベキニナリヌルカトミユル也」(第七卷)と看做せるが如きは最も九條家の得意を語るものと謂ふべし。これ亦著者が九條家と親近の人たるを語るものなり。

六 愚管抄第七卷につきて

愚管抄の附録たる第七卷は種々の點に於て頗る

第三卷以下の本編と異なるものあり、本編の編纂方針は著者これを第三卷の首に説明せり。これに據れば、本書は神武天皇より順徳天皇に至る迄の歴史なるも、特に保元の亂後は亂世の事なれば社會の事物非議すべきことのみ多く、世にこれを記述せしものなければ、著者みづから進んで社會の變遷衰頽の狀を直寫せんといふにあり、而して其假名を以て記せるは、愚癡無智の人に我國民として知らざるべからざる國史の概念を與へ、物の道理を體得せしめて鑑戒となさしむるの意に出づ。

(第二卷終)然るに第七卷に至りては著者が外見を禁じたりしこと前に記せるが如く、従つて其編纂の體裁亦本編と異り、古來の變遷を概括的に總叙せるのみならず、最も露骨に其政見を發表せり。今これを約言すれば、我國體に於て天皇(本書は國王の文字を用ゐる)の種姓は神代より定りて他の窺窺を許さざるも、歷朝多く御早世にして且つ必

すしも英明の資にましまさざれば攝籙の臣幼仲の君を補翼し奉るべく、太神宮、八幡大菩薩はこれが爲めに、君臣の間相信じて疑ふことなき君臣合

體の禮を定め給へり。歴代の治亂は一に繫つて其成否にあり。されば何物も此君と攝籙家との合體を妨ぐべきものゝ兩者の間に介在するを許さず。

君の叡威に預からんとして攝籙を讒するを能事とする近臣はこれを排せざるべからず。武士が攝籙家を幽屏して政權を奪へるは末代惡世の事なり。

然れども今や君と武將の死絶して何人にも郎従たるべき武士のみとなり、攝籙家の將軍となりしは攝籙家と武士家とを一となして世を守り君を守らしむる爲め「遠クハ伊勢大神宮ト鹿島ノ大明神ト

、近クハ八幡大菩薩ト春日ノ大明神ト昔今ヒシト儀定シテ世ヲ心モタセ給フ也」故に武士の有力なる者に諭して、二歳の東宮將軍の長大とならるゝ迄向後二十年間非行を戒め且つ神にも祈られなば

世運の興復期して待つべし。然るに後鳥羽上皇は此間の消息を知食されずして、將軍を忌み給ふ思召あらせらるゝを慨し、

カ、ル將軍ノカクイデクル事ハ大菩薩ノ御ハカラヒニ
テ文武兼シテ威勢アリテ世ヲマモリ君ヲマモルベキ攝
籙ノ人ヲマウケテ、世ノタメ人ノタメ君ノ御タメニマ
イラセラル、チバ、君ノエ御心得ヲハシマサヌニコソ、
是コソユ、シキ大事ニテ侍レ、是ハ君ノ御タメ攝籙臣
ト將軍トチナジ人ニテヨカルベシト、一定テラシ御サ
タノ侍ルモノヲ其故アラハナリ、謀反スデノ心ハナク、
シカモ威勢ソヨクシテ君の御後見セムトスル也、カク
御心エラレヨカシ、

云々として滔々數萬言、攝籙の臣にして將軍たるものに謀反の意なきを辯じ、君のこれを惡み給ふ御心ましますは宗廟社稷の神の照覽し給ふことをも知食さる淺き御沙汰にして、大神宮八幡の神意に違ひ、日本國の運命の終焉なりと極言し、さては清盛や義仲が後白河法皇を怨み奉りし事に言及

して武士に廢立の意あることをほのめかし、最後に

將軍ガムホン心ノヲコリテ運ノツキン時ハ、又ヤス
トウシナハンズル也、實朝ガウセヤウニテ心エラ
レヌ、平家ノホロビヤウモアラハ也、コレハ將軍ガ内
外アヤマタザランテ、ユヘナクニクマレンコトノアシ
カランズルヤウヲコマカニ申也、コノスデハワロキ男
女ノ近臣ノ引イダサンズル也、コ、ヲシロシメサンコ
トノ詮ニテハ侍ルベキ也、コハ以外ノ事ドモ書ツケ侍
リヌル物カナ、コレカク人ノ身ナガラモ我スル事トハ
少シモヲボヘ侍ラヌ也、申バカリナシ、アハレ神
佛モノ、タマフ世ナラバトイマイラセテマシ。

と極言せり。これ實に後鳥羽上皇が幕府を討伐し給はんとする叡慮のあらせらるゝを察して、將軍の叛意なきを辯じ、そは當に無謀の舉たるのみならず、祖宗の神靈に背くとなし、平氏義仲の後白河法皇に對する先縱を擧げて、暗に其重大なる結果を招徠すべきを諷したるものなり。これ將軍を

以て攝籙家なりとする著者として其持論たる君臣の合體を破らるゝを憾み、罪を兩者の中間を阻隔する院の近臣に歸したるは當然の歸趣なるべきも承久兵亂の前年に於て既に其成敗の歴々たるを洞察して殆ど符節を合するが如きものあるは驚異に値すべく、著者もこれを記し終りて「コハ以外ノ事ドモ書ツケ侍リヌル物カナ」といひ、其彼れの口よりするものにあらずして神佛の言はしむるものなるを暗示せり。著者は又本書卷六の終に於て其古來の史實を直叙して後人の鑑戒となすの意を明らかにしたる後

サテコノ後ノヤウヲ見ルニ、世ノナリマカランズルサ
マ、コノ二十年ヨリコノカタ、コトシ承久マデノ世ノ
政、人ノ心バヘノ、ムタイユカンズル程ノ事ノアヤウ
サ申カギリナシ、コマカニハ未來記ナレバ申アテタラ
ンモ誠シカラズ、タゞ八幡大菩薩ノ照見ニアラハレマ
カランズラン、ソノヤウヲ又カキツケツ、心アラン人

ハシルシクハヘラルベキ也、

といへり。即ち第六卷迄は均しく道理を説くも、寧ろ記述を主としたるが、第七卷は所謂未來記にして、道理を基礎とせる將來の豫言なり。少くも當時の幼冲なる東宮將軍の將來に望を囑して天下の興廢は其長大せらるべき二十年の時運に繫れりとなし、其間朝幕の間に事を構ふるを絶對に回避せんとしたりしもの、即ち討幕の擧の非難とはなれるものなり。これ本書編纂の骨子にして著者の熱血を注ぎし大眼目たるに、從來讀者の爲めに全く閑却せられ、隅これに留意するものあるも、僅に緝籙家辯護の一事以上に出でたるを見ざるは寧ろ奇異の感なき能はず。

説いて此に至れば、讀者は著者が第七卷に限りて秘密となせることの偶然ならざるを悟らん。これ實に當時に於ける事實上の主權者にましませる上皇の秘密の重大計畫を反對せるもの、加ふる

其意見は以て天皇上皇乃至廟堂大臣の鑑戒に供すべく、もとより一般讀者に示すべき性質のものにあらず。これ明らかに前卷と甄別すべきところなり。

七 愚管抄の著者は慈圓らし

余は以上に於て本書の内容を略説し、其特色の存するところを指摘したるが、翻つてこれを首めに出だせる問題の人慈圓の人物閥歴に對照せば、九條家より出で、兼實の俗弟たり天台座主たりし彼れが本書の著者なりとの嫌疑は一層濃厚を増し來るを覺ゆ。本書が主として保元以來の史實を叙せんとするは著者の首めに明言せるところなるが、後白河法皇の院政時代より其記事詳密を極め筆端頓に生氣を帯び來り、殊に第六卷に於て兼實の心事、賴朝との秘密交渉を説き、後鳥羽上皇の御意圖慈圓に仰せられし院旨を細説するが如き兼實と同胞にして賴朝の信賴深く上皇の御歸依厚か

りし慈圓其人にあらざれば何人も企及し得べきところにあらず。上皇が幕府の掣肘を免れ給はんが爲め幼冲なる皇子に位を譲り給ひしことを叙して「是等ハシレル人モナキサカイノ事也」といへるが如き、日夕院御所に入上して上皇に咫尺し奉れる彼の獨擅場なりとせずや。彼れが他人の筆を装ひながら間々注意を怠りて自叙の痕跡を殘せりといふは讀愚管抄の指摘せるどころなるが、余が前にも引ける第二卷皇年代記に「此山門」云々といへるを始め、第六卷に「山ノ座主慈圓僧正ト云人アリケルハ九條殿ノヲト、也、ウケラレヌ事ナレドマメヤカノ歌ヨミニテアリケレバ」云々とあるも若し著者が慈圓其人にあらずば、誰か一代の歌仙として御歌所寄人たる彼れに向つて「ウケラレヌコトナレド」との無禮の放言を敢てせんや。第七卷に「僧中ニハ、山ニハ青蓮院座主ノ後ハ、イサ、カモ、ニホフベキ人ナシ、ウセテ後六十年ニオ

ホクアマリス、(中略)中々當時法性寺殿ノ子ニテノコリタル信圓前大僧正、上ナル人ノニホヒニモナリスベキニコソ、又慈圓大僧正、弟ニテ山ニハ殘リタルニヤ、サレバコハイカニスベキ世ニカ侍ラン、コノ人ノナサヲ思ヒツバクルニコソ、アダニクサノ心モナリテ、マツベキ事モタノモシクモナケレバ、今ハ臨終正念ニテトクノ頓死ヲシ侍ナバヤトノミコソ覺ユレ」といへる慈圓大僧正以下は、慈圓の自叙とせざれば殆ど其意義をなさざるなり。

本書の編纂の承久二年に成れるは著者を慈圓とするに於て一段の強味を加ふるを覺ゆ。彼れは建保二年座主を罷められし後も、上皇の奉爲めに修法祈禱を廢せしことなくして承久元年に及びたるに、爾來其全く絶えたるは注意すべからずや。討幕計畫の進捗に伴うて幕府と親縁ある彼れの院參おのづから途絶えたること勿論なるべく、兼ね

て屢院中に出入して最も其空氣に觸れ情報を得るに敏なる彼れが、承久内亂の前年を以て筆を呵して其一大史論を起稿せるは極めて自然の事なるを感せざる能はず。

本書の慈圓の事を記するに他人の筆を装へるこゝと自體は毫も慈圓の著たるを否定するに足らず。其他に於ても今は何等否定説を支持すべきものなし。只淨土宗測にては法然上人行狀繪圖以下慈圓が兼實と共に法然に歸依して念佛法門を修せりと傳ふるに拘らず、本書の法然の事を叙するもの餘りに冷淡にして、行狀繪圖の描き出だせる法然の臨終の行儀の如きもこれを否定して顧みず、其所謂専修念佛の説の世に流布するを「不可思議ノ愚癡無智ノ尼入道ニヨロコバレテ」然りとなし、さては「佛法ノ滅相ウタガヒナシ」と放言する等餘りに傳説の誇を傷くるものなるよりこれを疑ふものあるも、兼實は兎も角、天台の高僧たる慈圓に向

つて、「顯密ノツトメハナセソ」と教ふる新宗派に對して多くの同情を期待するは本來無理ならずや余は本書の此記事を以て却て慈圓説の一證左とごさんと欲す。兼實が法然の勸めに依りて念佛を信せることを認めたる彼れが法然の臨終に關する奇蹟を認めざるは強ち不公平なりと謂ふを得ず。彼れを起して此疑を質さんも、彼れは恐らく「カザリタル事、ソラゴト、云事、神佛テラシ給フラン、一コトバモ侍ラス也」(卷七)と答へんのみ。

愚管抄の著者を慈圓とする説の最も有力なるは今や争ふべからざるも、これ丈にては只慈圓らしといふを得べきも、猶ほ假託の餘地なきにあらざるべければ、確かに慈圓其人なりと斷じ去るには猶尙早の感なしと謂ふべからず。こゝに一の最も適切なる實例は吉野事書案の南朝より直義に致されたる事書なり。こゝは正平六年直義の公武合體説に對して與へられしものにして、もどより

起草者の名を署せざるも、其論旨といひ、文體といひ、神皇正統記と同一なる點頗る多きより大日本史の定めて北島親房の筆となせるは當れり。而かもこは親房の著たることの疑なき正統記を得て始めて解決したりしなり。故に本書の場合にも若し慈圓の著たること明らかなる或る傍證を得て其論旨文體の本書と同一なるものあるに於ては何人も首肯し得べき範圍に於て著者を決定することを得ん。これ余の多年望んで得ざるを遺憾とするところなりしが、圖らずも青蓮院に於ける慈圓の記録文書の新たなる發見はこゝに此疑問を氷釋すべき機會を與へたり。

八 青蓮院の記録文書

余は先年史局の囑託に應じて青蓮院に藏する門葉記の原本を調査したりしが、偶々其中より慈圓和尚被遣西園寺太相國狀と慈鎮和尚被進日吉社御告文なるものを見ることを得たり。前者は假名文

にして其年月日を逸すと雖ども、「承久二年狀歟」どの朱書あるもの、後者は漢文にして、承久三年五月十四日討幕計畫の發表と共に公經の捕へられたるを聞き、十八日十社の寶前に其安全を祈りしもの、並びに大日本史料第四編之十五に收めらる但し前者の奥に記されたる左の朱書は史料に漏れたるも注意すべき文字なり。

右御書和尚眞筆符案在于門跡、仍寫之、正文納西園寺寶藏云々菊亭入道右府兼季公說、對面之次聞之、

これ書風より推して青蓮院入道尊圓親王筆と認むべきものなり。これに據れば、こは青蓮院に藏する慈圓自筆の案文を寫せるものなるも、本書は西園寺家の寶藏に儼存すといふ。其確據とすべきは言ふ迄もなし。

其中慈圓の公經に與へたる書狀は師輔の先蹤に倣うて延曆寺楞嚴三昧院を造畢し、賴經(三寅)の

福祉を祈らんことを公經に勧め併せて公武の關係につきて其抱懷を吐露せるものなり。公經は頼朝の妹の夫なる一條能保の女を娶りて室となし、道家は又公經の女を夫人とせるより九條家及び源氏と姻戚關係あり、是を以て公武の間頗る權勢あり頼經は彼れの愛孫にしてもと彼れの鞠養せることろなり。これ慈圓の忌憚なく其胸襟を披きし所以なるが、それには「大神宮鹿島御約諾は道理一局に書進候了」と見え、慈圓は實に本書を公經にも示し、ことあるなり。此書の文體を見るに愚管抄と同じく盛んに「道理」の語を連發して遂に「以此大道理日吉ニ御奉幣可候也」といふに至る。「次又事之詮一候」(史料に候を心に誤れり)とあるは愚管抄(卷七)に「又事ノセン一侍リケリ」と書けるに參照して亦慈圓の常套語たるを思はしむ。「而今此東宮此將軍御事出來」といへるも愚管抄の文に同じく、「今ハ繼體攝錄之方ハ次ニ成候了、非武士者可

鎮天下之道理、末代ニふつと不候之故也」とあるも、愚管抄(卷七)に「ヒシト武者ノ世ニナリニシ也、ソノ後攝錄ノ臣ト云者ノ世中ニトリテ三四番ニクダリタル威勢ニテ、キラモナクナリニシ也」とあるに似通へり。而して其論旨に至りては全然同一にして、さながら愚管抄を見る心地す。即ち師輔が其早世を豫想して慈惠大師と師檀の約をなし子孫の榮達を圖りしことより藤原氏と歷朝との關係に及び、武士の世となりて攝錄の家其下風に立つこととなりしも、頼經の將軍となりしは師輔の願力の未だ盡きざる因縁なるべしと説きて

爰此大將軍三寅御前御料に此三昧院ヲ造畢して、九條右丞相御達忌於眞言堂殊被取行候て八講曼陀羅供被興隆者、今度ハ武家加攝錄家、天下を令改理給へき佛法之加護之道ハ必然ニ本末相叶始終成辨無疑事にて候ニ小僧身又其時ニ取之日ハ、山門之中受慈惠慈忍(九條殿御子號飯室僧正)門流及七句于今存命此道理ヲ覺悟して如此申間候ハ又非無本説候ぞかし、

といへるは公經を師輔に擬し、慈圓を慈惠に擬するものなり。彼れは更に轉じて頼經の東下は上皇の叡慮に添はず家實の冷笑を買ひし事を説きて、

この將軍下向事ハ、叡慮底ニハひしミ不行候也、先此事ヲハ左府恥哉ミ近衛入道被申けるを、道理ミひしミ思食て候也、いかにもノ、某か奇謀にて計出して木作てしいたしたる事也、猶武士不入我手無本意事哉不安事哉ミハ決定々々思食て候也、是なきをさしもあらしミ令存給事は以外御ひか事にて御不覺之至極にて可候也、

といへり。家實の事は愚管抄に見えたると同じ。上皇の頼經の東下を喜ばせ給はざりし事に至りては同書に幕府の最初上皇の皇子を將軍に迎へ奉らんことを奏請せしに對して、「將來ニコノ日本國ニ二分ル事ヲバシヲカンゾ」とてこれを斥け給ひ、臣下は攝籙の子なりともこれを許すべしと仰せられしことを載せたるに、本書の「武士不入我手無本意事哉不安事哉とハ決定々々思食て候也」とい

へるを見れば、上皇は幕府の倒潰が頼經の東下に依りて果されざりしを本意なく思食されたりとするものにして、愚管抄の記事より一層深刻なるを見るべし。彼れは更に長嚴僧正の夢に八幡大菩薩が「世の事はあしくも不計に君爲我御信力薄キ也」とありしを叙し、上皇が討幕の御計畫あらせらるゝことを諷して「只今世間大事ハ可候也」といひ「但大菩薩如此御沙汰候へハ、世間大事ニ猶君御不得心可令顯現候ハ、其以前ニ君御聖運ハ、決定く盡候なんする也、其趣諸人夢想多以承集候也可悲々々、申而有餘々々」といへるは亦此大計畫の遂に失敗に終るべきことを豫言せるものに外ならず。

彼れは更に攝籙の臣にあらずして天下を執らんとするもの一旦成功するも、遂には失敗に歸したる例證を清盛、通親に取り頼朝の如きも心中後鳥羽天皇の廢立を圖らんとし、且つ攝籙の家を用

ゐざらんとしたりし爲め、其後を擧げて春日大明神に移し、は大神宮鹿島八幡春日の神鑑に依るといふあたり亦愚管抄の所論と符節を合するが如し而して彼れは愚管抄の七卷に於て武士中の有力者に論すべき辭を載せたるが、本書には又公經に向うて政子義時等に追従の心を絶つべきことを佛神に誓はんことを勸むると共に、院に奏すべき辭を草して參考に備へたり。約言せば、公經に於ては其孫を將軍となし、これを挾んで私を營むの意毫もこれなく武士の言も是を是とし非を非とするに過ぎずといふにあり。而して實朝の殺されしも、此東宮此將軍を儲け給ふも、並びに八幡大菩薩の春日大明神と謀りて攝籙家を棄てられざる爲めにして、北野天神の時平に斥けられて而かも攝籙家を守護せらるゝが如しといふを以て其文を結べり而して道眞の説亦愚管抄に見えしところなり。

告文には義時が將軍の輔佐として誅罰せらるれ

ば將軍も亦危しといひ、藤原氏が其祖天兒屋命の天照大神の神勅を承り、鎌足の勳功永く天子の位を定め、「爾來子孫數十代萬機の政治を攝し來りしことを叙し、實朝薨じて天下守護の職を失ひ海内將に亂れんとするに當り頼經の東下に依りて幸ひに事なきを得たるも、往昔の神約に依るとなし、公經の冤を雪ぎ、「^上太政天皇諱天壽忠臣之命御者、定招主罪之報御歟」といふに至れり。

此書一たび出で、愚管抄の著者の慈圓たること復一點疑ふ餘地なきに至れり。其後、昨年の夏妻木直良氏青蓮院所藏の聖教を調査せられし時、偶慈圓の書狀に愚管抄の文字あるものあるを發見せられ、余に其寫を示されたり。余は其字句の讀下し難きところありしより、其後、同院に赴きて本書を調査したるに同書の外にも、慈圓の自筆に係る書狀の案文に愚管抄に關するもの二通あるを發見せり。

其一は後三條天皇の記録所御創設に關する左の

文案にしてこれを愚管抄(卷四)の同條と對照すれ

て、別久不言上候様に覺候、近日前々令申候世間の事のま

ば頗る類似の點あるを見出すべし。

後三條院のはしめて宇治

入道五十年世を沙汰して

いたく庄くおほくたて

、候事をた、さんごて記

録所ご申所をハ被始置候

て其につきて日本國庄園

の文書皆まいらせよご被

召て候に宇治入道申云我

庄々ニハ文書候はす五十

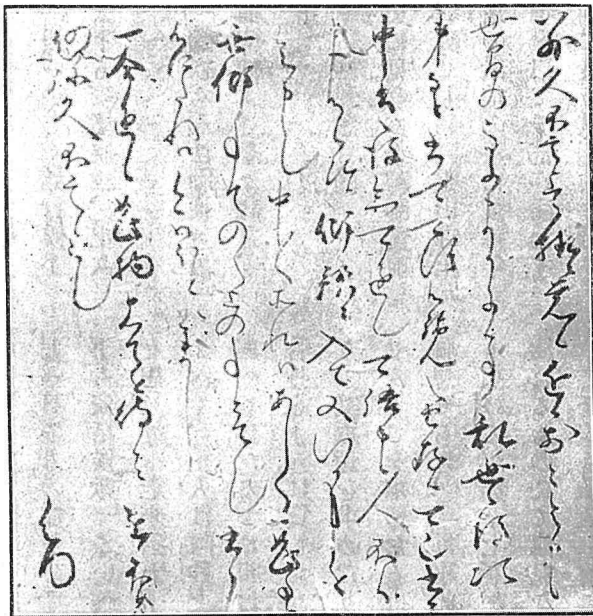
年君御後見進し候し間諸

人の有訴訟は皆領にせよ

なご申候しかハさにこそごて云々

次は愚管抄の脱稿を報じたると思はるゝものにし

に與へられしかを知るに由なきを憾とするも、次に掲ぐるものと共に老筆にして、慈圓が晩年のも



かり候事亂世之後次第な
ミ書て可給御覽之由存候
て已書了、中書之後念可
進也

といへるは愚管抄第三卷
の首めに書けると一致し

如此事ハ無僻事ての上の
事にて候也、書了にたれ
は今ハほご候まじ

といへるは又第六卷の終
の史實を直叙するの意と
一致す。只此書年月日宛
名を闕き、何れの時何人

のご覺しく宛名は或は公經其人ならんか。

最後には愚管抄の事の見えたるものにて其文左の如し。

十禪師寶前百ヶ日如法經供養ゆかしく始行候了云々、此大善遂了者、定天下も安堵候歟、上人願念も以外貴候也、

愚管抄可給候、一見事也、慥候らん法師便ニ可下預候也、毎事此苦痛ニ興醒候了、恐々謹言、

五月一日

慈 圓

此文書年を闕くも、其前文に見ゆる十禪師寶前百箇日如法經供養の事實を考究せしに、靈山寺上人阿妙の勸進に依り山門三塔の衆徒の手にて毎年百部の如法經を書寫し、十年を以て千部に滿たすべきこととし、十禪師の寶前に於て其開白を行ひしこと、元仁元年四月十八日にあり、自後百箇日間、毎日一部如法經十種供養を修し、閏七月九日

を以て結願し、翌日前大僧正の沙汰として如法經結願の儀ありしこと天台座主記に見ゆ。前大僧正は即ち慈圓なり。これに據つて文書が元仁元年五月一日のものなることを知るべし。此書に「定天下も安堵候歟」といへるは承久亂後三年なることを思ひ浮べ老來猶天下を念とする彼れの面影を偲ぶべく、上人は阿妙上人を指せば此書も同上人に與へられたること明かなり。扱て慈圓は兼ねて愚管抄を上人に貸したりしが、是時一見したき事起りて其返還を求めたり。而かも其慥なる法師に託せんことを求めたるは其書の祕密とすべかりしを聯想せられ、「毎事此苦痛ニ興醒候了」とは前にも引けるが如く七卷が彼れの所謂「以外の事共」を綴れるものにて他見を憚るべかりしのみならず、本書全體も承久戰前に著されし爲め、戦後の大變革を経て今昔の感に堪へざるもの多々ありたるべく、此一語彼れが中心の苦衷を察すべきなり。彼

れは示寂の前年なる是歲迄も皇帝年代記の書繼の事を廢せざりしが、此書を得るに及びて、更に彼れの晩年に至る迄本書の爲めに其心肝を勞せるを想ふべし。而して此書は恐らく現存の程度に於て彼れの絶筆と認むべきものならん。

九 愚管抄の史觀

政治問題としての公武合體説は南北朝時代にも將た江戸幕府時代にもこれありしが、愚管抄は一見これが先驅と見られざるにあらず。然れども本書は「今ハ武士大將軍世ヲヒント取テ、國主武士

大將軍ガ心ヲタガヘテハ、エヲハシマスマジキ時運ノ色ニアラハレテ出キヌル世ゾ大神宮八幡大菩薩モユルサレヌレバ」云々(卷五)といひて、其宿命觀より武家執權の餘儀なきを認めたるも、所謂末代惡世の産物として、もとよりこれを喜ぶものにあらず。彼れは攝籙家の一公達たる頼經を以て「攝籙家ト武士家トヲヒトツニナシテ、文武兼行

シテ、ヲマモリ君ヲウシロミマイラスベキニナリヌルカトミユル也」と觀たるものにして、眼中將軍もなく幕府もなく、唯一の攝籙家あるのみ。討幕の擧の如きも、「時ノ君ノツヨクウルサキ攝籙臣ヲアラセジバヤトオボシメス御心」より攝籙家の討伐と看做してこれに反對せるなり。彼れは公武の併合を認めて君臣合體の持論より中心其成立を歓迎せるもの、亦是れ一の君臣合體にして、後の公武合體とは似て非なるものなり。而かも此觀察は幾多の闕陥を有す。

所謂君臣合體説に於て君は言ふ迄もなく、天皇を指し奉るものにして「日本國ノナラヒハ國王種姓ノ人ナラヌスデヲ國王ニハスマジト神ノ代ヨリ定メタル國也」といひ、神代以來其種姓の定り居るを説くはもとより當れり。而かも「此日本國ハ初ヨリ王胤ハホカヘウツル事ナシ、臣下ノ家又定メヲカレス、ソノマ、ニテイカナル事イデクレド

モケフマデタガハズ」(卷七)といへる臣は即ち攝籙の臣をいへるものにして、皇統皇位に於けると同じく、神代以來天祖の神勅に依りて萬機を攝することの定れるを説き、此君臣間に他の何物の介在をも許さざらんとするは餘りに利己的排他的議論と謂はざるべからず。其廢立を當然とするが如き論調は皇室と一家をなせる攝籙家の傳統的思想なるべきも餘りに名分を無視せるものなり。加之幕府が賴經を迎へしを視て攝籙家と武家との併合なりと看做すが如きも、畢竟皮相膚淺の見のみ。初め實朝の遭難に當り、幕府は上皇の皇子の御東下を奏請したりしに院裁を得ざりし爲め心ならずも攝籙家より迎ふことゝしたりしまでにて、其皇族たると攝籙家たるとを問はず、名義上の將軍たるに於て軒輊するところなし。一賴經に依りて武家が攝籙家に併合さるべしなどゝは關東武士の恐らく夢想だもなさざりしところ、慈圓一個の幻想

に過ぎざるは所謂攝籙家の將軍乃至宮將軍の申合せたるが如き最後の運命最も雄辯にこれを説明す彼れの幻影を逐ふが如き史觀の採るに足らざるは多言を要せず。

彼れは又本書に於て、眞摯なる態度を以て史實をありのまゝに叙説し、其間些の私意を交へざることを辯じ居るも、本書はもとより近世的意味に於ける嚴正批判の歴史と看做すべからずして、著者の抱懷する一種の政見の宣傳を目的とするものなり。而して均しく政見の宣傳といふも、これを北畠親房の神皇正統記に比すれば其動機内容に於て多大の徑庭あるを看過すること能はず。本書の記事中藤原氏攝籙家に對するもの、特に九條家の政敵に對するものにつきては割引を要すること言ふ迄もあらず。

然れども著者は道に高貴なる華胄の出なりし丈多少傳統的差別觀に捉はるゝ外は惡辣なる政治家

的素質を有せず、其迂遠なる武家觀の如き亦これを證して餘りあり。平安朝の末期より鎌倉時代の

を示されたる妻木直良氏に向つて深厚の謝意を表す。

初期にかけて公武間勢力の消長期を劃すべき最も重要な時期に際し、公武に互りて取材に便なる特殊の地位にありたる著者の記述は他の根本史料と對照して史實の真相を傳ふるもの頗る多く、此點に於て優に一等史料たることを失はず。其他著者の全力を集中せる主要問題以外に於て警句に富み含蓄の裕かなるものあるは何人もこれを認むべきところなり。

終りに臨んで余は青蓮院が其珍襲に係る貴重の文書記録を本研究に利用して多年の疑問を解決せしめ、且つこれを本誌に發表するに當りて、其一部の寫眞を掲載することを快諾せられたるを深謝し、同時に余の求めに應じて黒川春村翁の愚管抄に關する考證全文を寫して惠贈せられたる黒川眞道氏及び愚管抄の事を載せたる慈圓の消息案の寫